

## 情報化施工推進会議 委員名簿

委員長 建山 和由 立命館大学 理工学部 建築都市デザイン学科 教授  
(学識関係者)

委員 高橋 弘 東北大学大学院 環境科学研究科 教授

委員 矢吹 信喜 大阪大学大学院 工学研究科 教授

委員 藤澤 侃彦 (財)ダム技術センター 顧問

委員 古屋 弘 (社)土木学会 建設用ロボット委員会 次世代施工小委員会 委員長

(施工関連有識者)

委員 今岡 亮司 (財)日本建設情報総合センター 理事

委員 小野木 健二 (有限責任中間法人) 日本測量機器工業会 技術顧問

委員 武内 利幸 (社)日本土木工業協会 土木工事技術委員会 専門委員

委員 鶴岡 松生 建設無人化施工協会 会長

委員 平木 彦三郎 国際標準化機構 (ISO) TC127 SC3 WG5 (情報化機械土工) コンビナー

委員 福川 光男 (社)日本建設機械化協会 情報化施工委員会 委員長

委員 保坂 益男 (社)日本機械土工協会 常務理事兼事務局長

委員 松隈 宣明 (社)日本建設機械化協会 専務理事

委員 三柳 直毅 (社)日本建設機械化協会 情報化施工委員会 委員

(行政・発注関係者)

委員 望月 達也 国土交通省 総合政策局 技術参事官

委員 前川 秀和 国土交通省 大臣官房 技術調査課長

委員 中野 正則 国土交通省 総合政策局 建設施工企画課長

委員 青山 俊行 国土交通省 河川局 治水課長

委員 下保 修 国土交通省 道路局 国道・防災課長

委員 横山 晴生 国土交通省 関東地方整備局 企画部長

委員 藤本 聡 国土交通省 国土技術政策総合研究所高度情報化研究センター長

委員 福田 正晴 (独)土木研究所 技術推進本部長

委員 林 日出喜 (独)水資源機構 総合技術センター 次長

委員 大窪 克己 (株)高速道路総合技術研究所 道路研究部土工研究室長

※青字は第1回からの変更

## 情報化施工推進会議 設立趣旨

我が国の建設業は、製造業等の他産業に比べ低い労働生産性や、少子高齢化による熟練者不足、建設現場の安全確保など多くの課題を抱え、早急な対応を求められている。また、近年のICTの進展や、品確法の施行、総合評価方式の導入等の入札契約制度の見直し等、施工を取り巻く環境も大きく変化してきている。

こうした建設施工を取り巻く厳しい状況の変化の中で、現行の生産方式を延長させるだけでは、今後、建設生産に求められる品質や生産性などを担保していくことは困難であり、かつての人力施工から機械施工への生産方法の革新のような、建設施工のイノベーションが必要である。

ICTを活用した新しい施工技術（情報化施工）は、施工品質の向上や、熟練度に左右されない均質で高品質な施工などを実現する方法として、これまでも試行工事や技術基準類の整備を進めてきており、一部の大規模工事等においては既に導入されている。しかしながら、一般工事への普及には至っていないのが現状である。『国土交通分野イノベーション推進大綱 [H19.5 策定]』においても、情報化施工により施工の効率化、生産性の向上を図ることとしており、今後、早急な取組みを進める必要がある。

このような諸事情を踏まえ、本推進会議は、産学官連携の下、建設施工のイノベーションを実現する新しい施工方法である「情報化施工」の戦略的な普及促進を図ることを目的に設置する。

# 情報化施工推進会議 規約

(総 則)

第1条 ICTを活用した新しい施工技術（以下、「情報化施工」）の導入・普及を推進することを目的に、「情報化施工推進会議」を設立する。

(本会議の事務)

第2条 情報化施工の戦略的な普及促進のため、具体的な目標を設定し、目標達成のための諸課題を解決するための各種制度面、技術面の方策やスケジュールをとりまとめ、「情報化施工推進戦略（仮称）」として策定するとともに、その実施状況の評価を行う。

(本会議の構成)

第3条 本会議は、会議の長（以下「委員長」という。）及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会議を統括する。

3 会議は、別紙に掲げる学識関係者、施工・建設機械に精通した関連有識者および行政・発注関係者の委員で構成する。なお、新たな委員を追加する場合は、委員長の承認を得なければならない。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員長は、個別施策について専門的視点から検討・実施するために、必要に応じて本会議の下にWGを設置することができる。

(情報公開)

第4条 会議は公開を原則とする。

(事務局)

第5条 本会議の事務局は、総合政策局建設施工企画課に置く。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項については、本会議で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成20年2月25日から施行する。